

## 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の受付開始について」

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上高が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。

**「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」は国の制度であり、2月に三重県から発表されている支援金制度とは違う制度です。**

ご不明な点がありましたら、下記のお問い合わせコールセンターか明和町商工会までお問い合わせください。

### ●給付対象事業者

緊急事態宣言の発令に伴い、**緊急事態宣言の発令地域で地方公共団による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払い対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、または宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより対象期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した者**であり、下記の(1)、(2)の給付要件をいずれも満たすもの。

(1) 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること

(2) 2021年1月から3月までの期間新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月が存在すること。

### ●給付額

2020年又は2019年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上高×3ヶ月

中小法人等：上限60万円　　個人事業者等：上限30万円

対象期間：1月～3月

対象月：対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

### ●申請までの流れ

1. 事業形態が申請対象か確認する
2. 各必要事項についてサイトで確認する
3. 申請に必要な書類・情報を準備する
4. 「仮登録（申請ID発番）する」ボタンを押して、マイページから仮登録を行い、申請IDを発番する
5. 登録確認機関（商工会等）で事前確認を受ける
6. マイページより、必要事項の入力を行い申請する
7. 申請完了

●必要書類

	中小法人	個人事業者 (事業所得)	個人事業者 (主たる収入 が雑・給与所 得)
宣誓・同意書	○	○	○
取引先情報一覧	○	○	○
確定申告書類	○	○	○
対象月の売上台帳等	○	○	○
履歴事項全部証明書	○		
通帳の写し	○		○
本人確認書類の写し		○	○
国民健康保険証の写し		○	○
業務委託契約等収入があ ることを示す書類			○

●申請期間

通常申請：令和3年3月8日～令和3年5月31日まで

特例申請：令和3年3月19日（予定）～令和3年5月31日

●問い合わせ先

一時支援金事業コールセンター 0120-211-240（8：30～19：00 土日、祝日含む全日対応）

●参考資料

- ・一時支援金ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/>